

第370回兵庫県議会提出議案審査参考資料 (令和6年度案件)

1 その他案件

- ・第203号議案 ひょうご子ども・子育て未来プランの改定・・・・・・・・ 2
- ・第204号議案 ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の改定・・・・ 5

福 祉 部

第 203 号議案 ひょうご子ども・子育て未来プランの改定

現行の「ひょうご子ども・子育て未来プラン(2020(令和2)～2024(令和6)年度)」の計画期間が終了することから、社会・経済状況等の変化を踏まえ、少子対策・子育て支援等に関する取組を更に推進するため、ひょうご子ども・子育て未来プランを改定する。

1 プランの概要

(1) プラン改定の趣旨

就業、結婚、妊娠、出産、子育てを取り巻く環境変化や、社会・経済状況の変化等を見据えた国の動きを踏まえ、少子化の流れに一定の歯止めをかけ、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、全ての子どもが健やかに育つ兵庫を目指して同プランを改定する。

(2) 計画期間

2025（令和7）年度から 2029（令和11）年度までの5年間

2 基本理念と目標、推進方策

(1) 基本理念

誰もが安心して子育てでき、全ての子どもが健やかに育つ兵庫の実現

重点テーマとして『次代を担う若者の結婚・妊娠・出産・子育てへの希望が叶う兵庫』を定める。

(2) 目標

上記の基本理念を達成するために、次の5つの目標を設定する。

- ①子ども・若者の多様な人格や個性、人権を尊重するとともに、その最善の利益を図る
- ②若者の生活基盤の安定と仕事と生活の調和を図り、結婚・子育ての希望を実現する
- ③子どもや若者、子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目ない支援とともに、複合的な課題を同時に抱える方への多面的な支援を実施する
- ④児童虐待の予防・防止とともに貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が健やかに成長できる良好な成育環境をつくる
- ⑤子どもや若者、子育て当事者の声や意見を聴き、尊重しながら進める

(3) 数値目標

「誰もが安心して子育てでき、全ての子どもが健やかに育つ兵庫の実現」に向けて、次の4つの数値目標を掲げる。

- ①安心して子育てできると思う人の割合：住んでいる地域で、安心して楽しく子育てできると思う人の割合 60.0%以上（2029(令和11)年）
- ②待機児童数：計画期間中、早期に待機児童数0を達成
- ③合計特殊出生率：計画期間中 1.27 を維持
- ④出生数：15万人（期間中合計）

(4) 推進方策について

就業・結婚・妊娠・出産・子育て支援まで多岐にわたる切れ目のない対策を実施するため、次の6つの推進方策を設定し、総合的・体系的なパッケージとして施策展開する。

- I 若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築
- II 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援
- III 乳幼児教育・保育と子育て支援の充実
- IV 子どもと子育てに温かい地域社会づくり
- V 子育てと仕事の両立支援
- VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

3 就学前の教育・保育等の需給計画について

県内全域で少子対策・子育て支援や待機児童の解消等を着実に推進していくため、就学前の教育・保育等に係る需給計画を見直す。

(1) 就学前の教育（幼稚園・認定こども園）に係る量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分		2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み ①		34,493	31,951	29,634	27,403	25,833
確保方策	特定教育・保育施設	42,124	42,876	41,449	41,059	40,831
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	13,223	11,275	10,909	10,212	9,930
	計 ②	55,347	54,151	52,358	51,271	50,761
差引 (②-①)		20,854	22,200	22,724	23,868	24,928

(2) 保育（保育所・認定こども園等）に係る量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分		2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み ①		120,649	118,953	117,807	116,223	115,693
確保 方策	特定教育・保育施設	114,321	114,268	114,287	114,198	114,473
	特定地域型保育事業	6,001	6,190	6,378	6,514	6,657
	その他	4,465	4,473	4,522	4,369	4,435
	計 ②	124,787	124,931	125,187	125,081	125,565
差引 (②-①)		4,138	5,978	7,380	8,858	9,872

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと提供体制の確保
時期等

(単位:人)

区分		2025	2026	2027	2028	2029
量の見込	小学1～3年生	51,396	51,751	51,758	52,078	51,744
	小学4～6年生	13,883	14,802	15,521	16,192	16,935
	計 ①	65,279	66,553	67,279	68,270	68,679
確保方策 ②		67,236	69,228	70,506	71,939	72,831
差引 (②-①)		1,957	2,675	3,227	3,669	4,152

第 204 号議案 ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の改定

I 改定の経緯・趣旨

本県では、2005 年に「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」（以降、「総合指針」という。）を策定し、だれもが主体的に生き、支える社会の構築をめざしてきた。

2018 年 4 月には、「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」と議員提案による「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」を施行し、これらの条例の基本理念実現のために、同年 10 月に総合指針を改定し、「ひと」「参加」「情報」「まち」「もの」の 5 つの柱のもと、ユニバーサル社会づくりの推進に向けた取組の方向性等を定め、各種施策に取り組んできた。

前回の総合指針の改定から 6 年が経過し、SDGs への取組の伸展や制度の狭間の課題の顕在化等、社会情勢の変化を踏まえ、従前の 5 つの柱のもと、新たに県施策の基本的方向を定めることとしたものである。

II 改定総合指針の位置づけ

「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」第 12 条に基づき、基本理念（ひと・参加・情報・まち・もの）に基づく施策を総合的に実施するための指針であり、県施策の基本的な方向性を示すものである。

また、「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」第 7 条第 1 項に定める実施計画としても位置付けられる。

さらには、県政の基本方針である「ひょうごビジョン 2050」がめざす「みんなが生きやすい地域」などを実現するためのユニバーサル社会づくりの推進分野での県施策の基本的な方向性を示す指針となる。

III 始期及び運用

2025 年 4 月からとし、社会情勢やユニバーサル社会づくりの取組状況を踏まえながら、必要に応じて見直しを実施する。

県は、ユニバーサル社会づくりの実現に向けて、総合指針に沿って、毎年度、実施施策を取りまとめるとともに、その実施状況を公表する。

IV 兵庫県のめざすユニバーサル社会の姿

1 めざすべき社会像

全ての県民がユニバーサル社会の当事者として互いを尊重し、支え合い、持てる力を発揮し、自分らしく楽しく活動し、自己実現することができる寛容な社会

2 5 つの基本理念

ひと 人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位などの違いに関わりなく、だれもが社会の一員として人格と個性を尊重し、理解し、支え合うひとづくりを進める。

参加 全ての人とその能力を発揮して、多様な社会参加・参画ができる社会

だれもが自らの能力を発揮して働くことや、地域社会の一員として様々な活動に参加・参画することができるよう、障壁を取り除き、多様な選択が用意された社会をめざす。

情報 生活に必要なあらゆる情報を円滑かつ適切に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会

ひょうご・スマイル条例に基づき、様々な情報伝達手段を組み合わせることにより、だれもがどのような時でも理解しやすい情報を容易に入手でき、利用し、意思疎通を図ることができるようにする。特に災害時にだれも取り残されることのないよう、必要な情報が届く体制を整備する。また、情報通信技術を安全・安心に利用できる社会をめざす。

まち 福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

だれもが、地域で安心して住まうことができる社会をめざす。また、福祉のまちづくり条例やユニバーサルツーリズム推進条例の理念を踏まえ、自宅から街なかへはもちろん、行きたいところに自由にかつ安全・快適に移動し、活動できる生活空間の整備を進める。

もの 全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

生活に必要なモノやサービスを、ユニバーサルデザインの観点から、だれもが利用しやすく、満足のできるものとする。また、理にかなった工夫の積み重ね(合理的配慮等)により、障害のある人などの活動を制限している障壁を取り除いたサービスの提供をめざす。

V 県施策の基本的方向

1 ひと

- (1) 障害など困難を抱える人や多様なバックグラウンドのある人との主体的な関わりなどを通じた、人を思いやる豊かな心の醸成、ユニバーサル社会づくりの基本理念への理解を深める機会の提供
- (2) 困難を抱える子どもが自立して社会参加・参画するための基盤となる生きる力を育むための子どもの意見を尊重した教育の実施
- (3) ユニバーサル社会づくりを地域や職場で率先して行う人材や専門的知見を有する人材の確保

2 参加

- (1) 全ての人それぞれの状況や能力に応じて、ICTの活用やマッチングなどにより、多様な職種及び働き方を選択することができる環境の整備
- (2) 地域に見守られながらだれもが安心して出産し子育てができる体制の整備
- (3) 複合的な要因又は制度の狭間で困難を抱える人などが直面する障壁を除去するための支援体制の整備
- (4) 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援体制の整備
- (5) 地域活動や文化芸術、スポーツ活動、ユニバーサルツーリズムなどを通じた交流と社会参加・参画の促進

3 情報

- (1) 手話、点字、音声自動翻訳機等の多様な方法により、全ての人ができるような時でもあらゆる情報を円滑に取得及び利用することができる措置の実施
- (2) 手話通訳、点訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保
- (3) 災害時の支援が特に必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報をいつでも迅速かつ的確に伝達する体制の整備
- (4) 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人安全・安心に享受することができる環境の整備
- (5) インターネット等でのマイノリティの方を含む他者への人権侵害の抑止や情報リテラシーの向上など誰もが加害者にも被害者にもならないための取組の実施

4 まち

- (1) 住宅確保要配慮者への住まう権利の保障に向けての取組の実施
- (2) 心身の機能の低下などによる状況の変化に対応した住宅の整備
- (3) 安心して、公共施設等を利用し、通勤や通学、通所、買い物、旅行等を含むあらゆる生活の場面において公共交通機関等により円滑に移動するためのハードソフト両面での整備促進
- (4) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備
- (5) 自治会や民生委員、非営利法人、ボランティア団体等多様な主体による市民活動や、医療及び介護等地域に安心をもたらす社会サービスの提供促進

5 もの

- (1) 全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発と普及
- (2) 先端的な技術を活用した医療・福祉サービスの提供のための研究開発と普及
- (3) 全ての人にとって利用しやすいよう配慮されたサービスの提供並びに障害のある人などへの理にかなった工夫の積み重ね（合理的配慮等）によるサービス向上の促進

第370回兵庫県議会提出議案審査参考資料

(令和7年度案件)

1 条例案件

- ・ 第30号議案 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例・・・ 2
- ・ 第35号議案 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等
施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例・・・ 3

福 祉 部

第30号議案 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 前回一斉改定（平成5年度）からの物価上昇を考慮し、以下の使用料及び利用料金の基準額について、その適正化を図るため、所要の整備を行う

ア 西播磨総合リハビリテーションセンター使用料

[兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例]

イ 福祉センター利用料金 [兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例]

ウ 但馬長寿の郷使用料 [兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例]

エ こころのケアセンター利用料金

[兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例]

オ 障害者スポーツ交流館使用料

[兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例]

2 制定の概要

- (1) 物価上昇を考慮し、使用料及び利用料金の基準額について、その適正化を図るもの

名 称	主なもの		
	区 分	現 行	改正案
西播磨総合リハビリテーションセンター使用料	体育室使用料（障害者の利用・全面・13時～17時）	3,600円	4,000円
福祉センター利用料金	多目的ホールA利用料金（13時～17時）	9,300円	10,000円
但馬長寿の郷使用料	多目的ホール（13時～17時）	5,100円	5,600円
こころのケアセンター利用料金	宿泊室利用料金	3,700円	4,100円
障害者スポーツ交流館使用料	体育室使用料（障害者の利用・全面・13時～17時）	3,600円	4,000円

3 施行期日等

- (1) 施行期日

令和7年4月1日

- (2) 経過措置

使用料等の徴収等について必要な経過措置を定める。

第35号議案 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 児童福祉法の一部改正により、都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされたことに伴い、内閣府令の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に従い、又は参酌して一時保護施設の設備及び運営についての基準を定める。
- (2) 栄養士法の一部改正により、従来、管理栄養士は栄養士の免許を取得した者であったところ、管理栄養士養成施設を卒業した者については栄養士免許の取得が不要となり、栄養士免許を有しない管理栄養士が生じることに伴い、児童福祉施設の基準に関する規定について所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める（目次及び第3条の2関係）。
- (2) 保育所に少なくともいずれか1人は置かなければならない調理員について、栄養士の免許を有する者又は調理師の免許を有する者に加え、管理栄養士の免許を有する者を追加する（第7条関係）。
- (3) その他規定の整備を行う（第4条関係）。

3 施行期日

令和7年4月1日

<参考>

基準の定め方

- 原則、国が定める基準(内閣府令「一時保護施設の施設及び運営に関する基準」)を準用（第1項）
- 内閣府令に加えて県の基準を設定（第2項～第12項）

条例案

項	内容
1	「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を準用 ※
2、3	暴力団等の排除
4、5	運営に関する自己評価
6	非常災害対策に関する規定
7	月1回の訓練(避難、救出その他必要な訓練)実施
8	職員の計画的な育成
9	事故の発生又はその再発防止のための措置
10～12	事故発生後の対応

(※)内閣府令「一時保護施設の施設及び運営に関する基準」

区分	内容(例)
人員配置基準	児童指導員・保育士 3:1 心理療法担当職員 10:1 等
設備基準	居室面積4.95㎡/人以上 居室定員4人(幼児は6人)以下 学習室、食堂、運動場等の設置 プライバシーの保護 等
運営基準	権利擁護、行動制限、虐待禁止 生活支援、親子関係再構築支援 食事の提供、学習権 等